

令和3年12月定例会
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年12月7日(火)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和3年12月7日(火) 午前 8時59分
閉 会 日 時	令和3年12月7日(火) 午後 1時47分
委 員 長	頓 所 澄 江
委員会出席委員	
委 員 長	頓 所 澄 江
副 委 員 長	加 藤 英 樹
委 員	阿 部 慎 也 秋 谷 修 川 崎 葉 子 市ノ川 徳 宏
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 0 5 号	鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 6 号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 7 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 1 0 8 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 1 1 2 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 0 号）	原案可決
第 1 1 4 号	令和 3 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 1 1 5 号	令和 3 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 1 1 6 号	令和 3 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 1 1 8 号	令和 3 年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 1 1 9 号	令和 3 年度鴻巣市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長	清 水 洋
都市建設部副部長	清 水 千 之
都市建設部副部長	五十嵐 剛
都市建設部参事兼都市計画課長	矢 部 正 樹
都市計画課副参事	藤 村 弥
建築住宅課長	秋 元 宏 康
建築住宅課副参事	中 島 隆 晶
市街地整備課長	大 堀 勝 彦
市街地整備課副参事	原 口 均

市街地整備課副参事
都市建設部参事兼道路課長
産業団地プロジェクト課長

田 村 邦 博
中 根 治 人
戸ヶ崎 徹

(上下水道部)

上下水道部長
上下水道部参事兼経營業務課長
水道課長
下水道課長
下水道課副参事

三 村 正
高 子 英 江
小 林 弘 樹
山 崎 眞 也
宮 澤 祐 紀

吹上支所長
川里支所長

細 野 兼 弘
山 縣 一 公

書記 佐 伯 幸 子
書記 中 島 達 也

(開会 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。川崎葉子委員と市ノ川徳宏委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第105号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例、議案第106号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第107号 市道の路線の廃止について、議案第108号 市道の路線の認定について、議案第112号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分、議案第114号 令和3年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第115号 令和3年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第116号 令和3年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第118号 令和3年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第2号)、議案第119号 令和3年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第1号)の議案10件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第107号及び議案第108号を議題とし、執行部からの説明の後、暫時休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

次に、議案第105号、議案第106号の条例の一部を改正する条例について執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

次に、議案第112号の一般会計補正予算、議案第115号、議案第116号について執行部の説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

次に、議案第114号、議案第118号、議案第119号について執行部の説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算の予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

なお、委員の皆様には、円滑な議事の進行につきましてご協力をいただ

きますよう、よろしくお願ひいたします。

この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第107号及び議案第108号について一括して執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) おはようございます。議案第107号及び議案第108号は、市道の路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。関連がございますので、一括してご説明いたします。

初めに、議案及び図面ナンバー1の市道廃止図を御覧ください。市道B-1019号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字下逆川244番地先とし、終点を鴻巣市滝馬室字下逆川247番地先とします。幅員0.91メートル、延長36メートルの路線で、地区施設道路の線形変更に伴い、認定を廃止するものでございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー2の市道認定図及び路線の認定につきましては、参考資料の公図の写しも併せて御覧ください。市道A-435号線でございますが、起点を鴻巣市加美2丁目2028番8地先とし、終点を鴻巣市加美2丁目2024番19地先とします。幅員4メートル、延長88.67メートルの路線で、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものでございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー3の市道認定図を御覧ください。市道B-1024号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字下逆川245番1地先とし、終点を鴻巣市滝馬室字下逆川247番地先とします。幅員0.91メートルから0.97メートル、延長29.75メートルの路線で、廃止路線の一部を再認定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 0 6 分)



(開議 午前 1 0 時 1 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第107号及び議案第108号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(市ノ川) それでは、議案第108号の道路の認定のほうなのですが、今見てきた新しい道路は奥、奥と言っては失礼ですか、既存の道路とつながっているわけですがけれども、水道とか下水道の工事は今後、今後というか今どのように行われたのでしょうか。

(建築住宅課長) まず、水道についてですが、水道管は既設の水道管と接続をしております。県道側と東側に通り抜けていた道路、そちらの水道管に接続する形で配管をされております。下水道につきましては、流れていく勾配の関係もありますので、新規に開発をやったほうにつきましては県道のほうに流す形と。もともとあった開発のほうに関しては、東側のほうの道路に流れていく形という、別々の流れる方向に設けております。

以上です。

(市ノ川) 水道と下水道の整備方法といいますか、工事方法が違うというのとは何か理由はございますか。

(建築住宅課長) 水道につきましては、県道側のほうと東側のほうの道路に接続するわけですが、これをつなぐことによって、ループ化というらしいのですけれども、水がくるくる回るような形になると。そういった形によって使わない水が出てしまったりか死に水が出ない、そういった効果もありますので、そういった水道の配管をすることになります。下水道につきましては、やはり自然流下ということで流れる方向が低いほうに行きますので、既存の開発をやったほうにつきましては東側に勾配を取ってあったので流れていくと。今回新規にやられているところにつきましては、県道側のほうが低く設定されていますので、県道側のほうへ流れていくという別々の方向に流れる形になっているというものでござ

ございます。

以上です。

（市ノ川）あと、側溝の蓋なんかが欠けている部分とかあるのですけれども、それは業者さんとかによる設置ですか。

（都市建設部参事兼道路課長）欠けている蓋とか、開発までに工作物とかが何か不良になれば、業者さんのほうに直していただくよう指導いたします。

以上です。

（川崎）それでは、107号と108号について質問をいたします。

路線番号のB-1019号線につきましては、地区計画に伴う廃止ということとあります。議案108号のB-1024号線につきましては、地区計画に伴う認定ということとありました。現地を見た上で、重複している部分についての廃止という説明を受けましたけれども、今回のこの議案を提出するに当たっての詳細な経緯について伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長）今回、地区計画につきましては、当初予定していた線形で地区計画が定められたのが廃止前のB-1019号線のところの起点の部分、県道東松山鴻巣線側からB-101号線の起点で曲がり、氷川町1号公園に抜ける区画道路であるB-521号線の認定を当初行いました。その中で、市道の計画については、防災上の観点から通り抜け道路の必要性は地権者の方もご理解はいただいておりますが、詳細の道路線形については合意が得られておらず、事業の進捗を図ることができませんでした。この状況下で地権者の皆様の要望を改めて整理して、新たな線形を提案し、合意形成が図られたことから地区施設道路の線形の変更を行いました。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第107号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼都市計画課長) それでは、議案第105号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例につきましては、上谷総合公園野球場のスコアボードの選手名表示部分が手動式となっていたものを電光掲示板に改修したことから、当該スコアボードの利用料金を見直し、令和4年4月1日からの利用について、1回1,000円を1時間350円に改正を行うものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) では、本会議でも質疑がありましたけれども、本会議では年間の利用状況を聞いておりました。その中で、令和2年度は46件で316時間という利用状況だったと聞いておりますが、元年度についてはちょっと私も聞き漏らしてしまいました。元年度の状況、また令和3年度、今年

度の状況は11月までとなるでしょうけれども、そちらのほうをまずお伺いをいたします。

（都市建設部参事兼都市計画課長）令和元年度の利用件数ですが、84件で、利用時間のほうが613時間となります。令和3年度につきましては、11月までで利用件数が39件で、利用時間が277時間となっております。

（川崎）それでは、今お聞きしましたところ、令和元年度が非常に多かったのかなと思いますけれども、2年度の約2倍近く元年度は利用されていたと思いますけれども、3年度は大体2年度と同じような状況になるのかなと思いました。この利用状況の違いについてはどのような認識でいらっしゃいますでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長）元年度まではコロナではなく、令和2年度、令和3年度についてはコロナ禍で一時利用を中止、予約を中止していた時期もありますので、今年度はそういう期間というのは少ないのですが、どうしてもイベントとか試合というものが主催者側からも、主催者側のそういうイベントが少なかったからというふうに考えております。

（川崎）コロナ禍の状況でもあったということでありました。それでは、お伺いいたしますけれども、今回この条例改正するに当たって、他市の状況についてもお話があったかと思えます。他市ではもともと1時間単位でやっていたものなのかどうなのか伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長）他市のスコアボードの利用単位についてですが、球場の貸出しと同じ単位になっているのが多いもので、必ずしも1時間単位というものではございません。例えば半日当たりの貸出しが球場であれば、半日単位のスコアボードの使用料といった形になっております。

（川崎）では、他市では1時間単位ではなく、回数単位のところが多いということですか。ちょっとよく聞こえなかったのですけれども。

（都市建設部参事兼都市計画課長）1時間当たりの場所は1時間として皆さん利用料金を設定されているということで、どちらかというとも1時間単位で設定されているほうが多いというふうに感じています。

(川崎) それでは、これまでの利用状況を鑑みまして、当然コロナ禍の状況もあったわけなのですけれども、この改正することにより使用料がどれだけ増額すると見込んでいるのか伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長) これまでの使用状況からどれだけ増額するかというご質問なのですが、鴻巣市と北本市、桶川市以外の方が利用すると利用料金が割増しになって、単純に比較することができないものです。例えば46回で4万6,000円今までというふうなものではなく、実際は7万3,500円の料金収入がありました。それを基に令和2年度の利用時間、今回の利用料金の改正、1時間当たり350円で計算しますと、3万7,100円の増額となります。これは市内の方が利用した場合のみということで、市外の方が利用されればもうちょっと増えていくということになります。

(秋谷) まず、105号のところでは1回当たりを1時間ごとにと変えると、例えばスポーツ少年団であるとか、あるいは大会だよ、何かしらあの場所を使って野球大会を例えばやろうという、そういったことを考える団体の方々にしてみると、例えば1回だったら朝から晩までというか、例えば9時から4時まで1,000円で済みましたよと。ただ、そうではなくて、今回1時間ごとになると、例えば午前中3時間利用しました、それで1,050円。午後1時から4時まで利用しました、また1,050円かかると。そういったことは、利用団体の方々に今回のこの議案についてはご相談してされたのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 全ての方ではないのですが、あるスポーツ団体、スポーツ少年団等にアンケートを取らせていただきました。その中身としては、利用状態が便利になったと。使ってみたいかという問いに対しては、ぜひ使ってみたいというお答えをいただきました。料金についてはというと、1つの団体については妥当と、もう一つの団体については高いと、2つ意見が分かれてしまいました。例えば市内の小中学校の団体さん、あと鴻巣高校の利用については今後減免等の検討をしていきたいと、そういうふうに考えております。

(秋谷) 減免してあげるのは結構なのだけれども、例えば高いとおっし

やっていた団体というのはどういった属性の団体なのだろう。社会人というか、要は小学校とか中学校とか高校とかに該当しない属性の方なのかな。それとも、こういった、どっちかといったら減免対象にしてあげたいような団体の方々が言っていたのかな。

（都市建設部参事兼都市計画課長）今回は、減免対象になるような少年団の団体でございます。

（秋谷）あと、条例の施行日なのですけれども、資料のほうでは4年の4月1日以後の利用に係る利用料金について適用するというので、施行日は2月1日だけれども、実際の料金の適用は4月1日というふうになっているのだけれども、これは予約とかの関係でこうなったのかとは思っていますけれども、では聞きますけれども、例えば2月2日で……ごめんなさい。2月の2日でも同じなわけか。ごめんなさい。その辺りは何か月間の予約のタームというのがあるのかな。先々まで取れる予約の期間というの。

（都市建設部参事兼都市計画課長）2か月前が最大というふうに聞いております。

（加藤）事前に通告した部分ではあったのですけれども、今秋谷委員のほうからほぼほぼ同じご質問があったので、通告した中で恐縮ですけれども、理解できましたので、私からののはなしということでご了解ください。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第105号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(建築住宅課長) それでは、議案第106号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

これは、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律等の施行により、鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正するものです。主な改正箇所としましては、現行の長期優良住宅の申請手数料では、国土交通大臣の登録を受けた登録住宅性能評価機関で長期優良住宅に適合しているかどうかの審査を受けて交付された適合証を添付する申請と、登録住宅性能評価機関の審査による住宅性能評価書を添付した申請などの方法がありました。今回の法改正により、長期優良住宅建築等計画の認定について認定手続の合理化が図られ、適合証を添付した申請が廃止され、確認書または住宅性能評価書を添付した申請に改めるものです。これに合わせて市の審査内容も変更となるため、県が設定する金額を参考に手数料の額を改めるものです。

また、共同住宅等の認定申請については、法改正により今まで住戸単位で認定を受けるものから棟単位での認定を受けるものとなったことから、住戸別に手数料の額を算定する規定を削除するものです。

次に、第42号から45号までについては、項番号等の変更に伴う改正等を行うものです。

このほか、第47号、56号については今回の法改正によるものではなく、県条例や市条例に規定する文言と統一を図るものです。

なお、本条例の施行は、法令の施行に合わせて令和4年2月20日として

おります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) 今ご説明いただいたのですけれども、もう少し具体的に示していただけますでしょうか。議案資料の新旧対照表も読ませていただきましてけれども、今ご説明があったところ、例えば42号からとか、47号、56号は県、市条例と合わせたということはよく分かりましたけれども、大きく変わったところ、具体例を挙げて、今まではこうだったのだけれども、それがこれからこのようになりましたよということをお示しいただきたいと思います。

あわせまして、手続の合理化が図られたということなのですけれども、これは大体申請するところがハウスメーカーだったり、そういうふうなところが申請するので、その人たちにとってはやりやすくなったとは考えられるのですけれども、要するにそのことによって市民にとってはどのようなメリットがあるのかということについても説明をいただきたいと思います。

(建築住宅課長) 今までの手続についてなのですけれども、今まで最も主体となっているのは第2条41号(ア) a で新築の6,000円という金額を設定されているもの、これに定めている申請の方法で、今までの鴻巣市での申請は全てこの方法で申請されてきました。この方法での申請なのですが、まず申請者、主にハウスメーカーであったりとか、設計士さんであったりとか、代理人の方が申請するケースが多いのですが、この方が長期優良住宅の認定を取得するためには、まず登録住宅性能評価機関、こういったところで予定している建物が長期優良住宅の基準に合っているかどうかの審査をしてもらいます。ここで合っていれば、その機関のほうで適合証といったものが交付されます。この適合証といったものを市のほうに申請をする際に添付をしていただきます。市は、その添付していただいた適合証を確認することによって長期優良住宅の基準に合っている仕様なのだなということを確認させていただいています。そのほ

か市でやらなければいけない審査もありますので、それについて市のほうで審査をした上で認定をしています。改正後は、この適合証というものに代わって、長期優良住宅の基準に合っていることが記載された今度は確認書または住宅性能評価書、これを添付してくださいよというふうな内容に改正されました。この確認書と住宅性能評価書というふうに替わったということで合理化が図られたというところなのですけれども、今までは住宅性能評価と長期優良住宅、この申請を登録住宅性能評価機関では両方取りたいときに別々の申請でやらなければならなかったと。これが今回合理化されたということで1個の申請で住宅性能評価と長期優良住宅の認定がされるようになったと、この部分が一番大きく合理化された部分だというふうに法律の改正はなっております。こうすることによって申請者のほうも手間も省けてきますし、審査する側にとっても一本化されているということで、お互いいい方向に今回進んでいるというものでございます。

以上です。

(川崎) 確認書というのはどのようなものなのか、確認書というものについての説明をお願いしたいと思います。

あと、今審査する側も審査を受ける側も合理化が図られたということはよく分かりました。このことによって建築主については直接的な何かメリットとか大きく変わる点があるのかをお伺いしたいと思います。要するに建築主が今まで負担だったのだけれども、その負担がなくなったのかどうかということも併せて。

(建築住宅課長) まず、確認書についてなのですが、この間国のほうからも省令が出されて、こういったものが確認書ですよというふうに示されたのですけれども、確認書はA4、1枚というものです。A4、1枚で、この建物のこういった地番の建物については長期優良住宅に合っていますよというような形で、適合していると確認できるということで、A4、1枚のものが登録住宅性能評価機関から発行されるというものです。

もう一つがメリットでしたっけ。メリットなのですけれども、メリッ

トについては申請を……

(何事か声あり)

(建築住宅課長) もう一つ、建築士のほうがどうかというところなのですけれども、市のほうでは、審査の内容が変わってきますので、ちょっと項目が今までより増えてきます。市のほうでやらなくてはいけない審査として、まず住宅の面積が長期優良住宅の場合だと75平米以上なくてはならないという決まりがありますので、それが確実に取れているかどうかの審査、それとか居住の環境として地区計画に合っているかどうかとか、そういったものを今度市のほうで審査しなければならなくなってくる。そういった点で市のほうでの審査がちょっと増えてきます。そういったところがちょっと手数料が増えているといったものになります。それと、施主のほうのメリットなのですが、長期優良住宅を取ることによってなのですが、内容についてメリットが変わるといったことはありません。手続が合理化されて楽になったといった部分で、税制の優遇とか、その辺についての変更等はありません。

以上です。

(秋谷) 資料の中で、資料ではなくてもいいのだ、施行期日が令和4年の2月20日からということなのだけれども、中途半端な感じがするのですけれども、この理由は何なのだろう。

(建築住宅課長) これは、国のほうが2月20日施行と言っていますので、それに準じて市のほうでも2月20日に合わせて施行するというものです。

(秋谷) 国のほうが2月20日にした何か理由があるのではないのかなと思うのだけれども。国がやったから2月20日にしているというのは、これ見れば分かるのだけれども、その2月20日にした具体的な理由、何か国があってしているのではないのでしょうか。そこら辺りは分からないですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時48分)



(開議 午前10時49分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(建築住宅課長) 今回の改正の法律が5月28日の公布であったと。その中で9か月以内に施行という形になっておりましたので、そういった中で2月20日というような方向で示されたので、それに合わせた市のほうの動きということになります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第106号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、今の説明で分かったところもあるのですが、通告出しておりますので、それに従ってお願いをしたいと思います。

まず、8ページのところでも説明がございましたけれども、債務負担行

為補正で年度内工事の平準化を図るためということで、幹線道路等改修工事3,450万7,000円については3件という答弁であったかと思えます。具体的にどのような場所なのかということをお伺いしたいと思えます。また、道路改修工事2,266万2,000円につきましても3件というお答えであったかと思えますけれども、こちらも具体的にお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 工事場所ですけれども、道路改修工事につきましてもは3件、最初は、1番として市道B-15号線の道路の改修工事、これは小松1丁目地内ほかということで、事業内容につきましてもは側溝の敷設替え、水たまりの解消のための舗装打ち替え等を行います。次が2番目として市道G-298号線、これも道路改良工事、寺谷地内でございます。こちら舗装の打ち替えになります。

3件目として、市道川2017号線、これも道路改修工事、広田の地内となります。こちら舗装の打ち替えです。

続きまして、幹線道路についてですけれども、幹線道路も3工事で6路線工事を行います。まず、1つ目の工事といたしまして、近いところはちょっと工事合体して発注いたします。1つ目の工事予定としましては、市道A-2046号線、2047号線道路改修工事ということで、糠田地内で行います。舗装の打ち替えになります。

2番目として、市道吹147号線、152号線、781号線道路改修工事、榎戸2丁目地内ほかとなっております。舗装の打ち替えです。

続きまして、市道川14号線道路改修工事、こちらは広田地内、舗装の打ち替えとなります。

以上、幹線道路につきましてもは3工事6路線という形になります。

以上です。

(川崎) それでは、13ページ、14ページのところでございましたけれども……ちょっとすみません。そしたら13ページ、14ページは聞きませんが、通告出しているところだけにします。すみません。

25ページの通学路安全対策工事についてでございます。これは通学路の整備計画を立てた上での、本会議で質疑がありましたときの答弁では、保育所用のお散歩道路について、13か所ということであったかと思いま

す。このことによって計画が全て完了するという事なのか、この計画の進捗率について伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）保育所のお散歩コースに係る安全対策につきましては、令和元年度に滋賀県大津市で発生した事故を発端に、未就学児お散歩コースの整備として令和元年度から令和3年度の3か年の計画で21か所の安全対策を進めております。今年度に保育室風の街のお散歩コースである吹上富士見地内の交差点、それと寺谷保育園のお散歩道である寺谷地内の交差点に車両進入防止柵の設置工事、それと寺谷地内の路肩補修の工事を3件実施し、完了という形になります。

今回の補正で行う予定としている13か所の整備につきましては、第5期通学路整備計画に基づく整備でございます。第5期通学路整備計画に基づく整備では、保育所、幼稚園の整備は、先ほどのお散歩コースのほか新たに82件の整備が追加されました。そのうち、82件のうち62件が市が行うものです。ほかの20件は県道とか、県道であったり、国道であったり、県、国、あと警察という形になります。その関係で62件が市が行うものです。そのうちの13か所の整備を今年度の補正予算でやらせていただきたい、そういったものでございます。

以上です。

（川崎）そうしますと、今回は第5期の通学路整備計画に基づいた対応であったということとお伺いをいたしました。そこに関連をした話になりますけれども、通学路の安全対策につきまして、点検を行った結果、鴻巣市内で95件の危険箇所があるということで、そちらについても早急に対応していくということでありましたけれども、今回の補正予算にはそのいわゆる小中学校から上がってきました通学路の危険箇所95件についての対応というのは含まれていないのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）結論から申し上げますと、含まれておりません。第5期通学路整備計画に基づく整備は、令和4年度から令和8年度までの5年間で実施する計画とされております。5年間の計画で、国から交付される社会資本整備総合交付金の活用を考えております。という計画を鴻巣市としては考えております。その交付金の中の補助金

の対象事業が学校からの報告箇所限定されるということで、幼稚園、保育所は補助金が利かない、その代わり今度は小学校、中学校、高校はちょっと分からないのですけれども、そういった学校関係の通学路については補助金が利くということなので、補助金の利くものについては次年度予算で交付金を申請して事業を進めてまいりたい、そんなふうを考えております。

以上です。

(川崎) それでは、51ページのところで、三谷橋大間線2期工事の減額理由についても通告を出しておりましたけれども、詳細な説明がございましたので、こちらについてはいいです。

同じページの大間近隣公園整備事業1億4,500万円でしょうか、この内訳についてお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 今回の増額につきましては、令和3年度の事業を進めている中で市の交付金の事業がさらなる見込みができるということで、インクルーシブ遊具の設置、遊具下のゴムチップ舗装等、今回の9月議会で変更設計を行っていますが、その内容を反映した形で工事を発注するための事業費の補正となっています。概要としましては、遊具広場整備として大型遊具2基、健康遊具4基、噴水遊具、インクルーシブ遊具大型を1基、あとバケット式のブランコなど、あと安全領域のゴムチップ、日よけ、パーゴラ等を予定しております。今回、補正額と合わせて令和3年度の工事は総額で2億8,200万、こちらのほうは先ほどご説明したとお入り札の不調等がありまして、今組替え等を行う関係上、全てを繰越しということでお願いしております。

(川崎) 前倒しで工事を行うという説明があったかと思うのですけれども、これらの工事、前倒しに行ったといっても、オープンの予定、令和5年の4月ということでしたでしょうか、この日程は変わらずと考えていいのかどうか、今ちょっと入り札の不調ということもありましたので、お伺いをいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) オープンにつきましても、今回の本来令和3年度からの工事というところでスタートする予定で、工事自体

の時期というのは早まっているわけではなく、単純に令和2年度の補正予算がついたことによる、そこからのスタートということで、発注等の業務が若干早くなったところで少し早まるのかなというところもあったのですが、今回不調ということもありまして、トータル的には、来年度の工事も含めて、今回の補正工事と合わせて、今回の工事が大体9か月程度、来年度の工事は残り4か月と、一部ラップする時期もありますが、6か月程度かかりますので、令和5年度の開園という目標については予定の変更はございません。

(川崎)では、最後になりますけれども、53ページで北新宿第二土地区画整理事業特別会計繰出金の理由についてなのですが、今簡単なお説明ございましたけれども、さらに詳細な説明があればお聞かせ願いたいと思います。

(市街地整備課長)先ほどの説明、繰出金の内容としまして、事業の促進と事業会計の安定のためということでご説明させていただきました。後ほど議案第115号、北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算、こちらにおいて改めてご審議いただくこととなりますが、内訳といたしまして事業促進、これは事業計画及び実施計画変更業務委託料、こちらへ1,600万円分、それと人事の確定、職員人件費になりますが、そちらに678万7,000円、こちらによるものでございます。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時20分)



(開議 午前11時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) 51ページのところの三谷橋大間線の2期工事の減額のところなのだけれども、単刀直入に聞いて、たしか令和4年度中ですか、事業の完了見込みが、それは大丈夫なのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 令和4年度末に完成するのかというご質問でございますけれども、今年度、用地買収、物件補償の契約が完了し

ましたが、土地の引渡し期限が令和4年3月31日までとなっております。まず工事用地が確保されることが条件となりますが、道路築造工事以外にも地下のインフラ整備、水道、下水、ガスなどがありまして、それと既存の電柱施設の移設工事も残っております。関係機関との調整を図りながらの施工となりますが、交通量のある施工区間となりますので、工期短縮となる他工事との同時施工は安全上難しい側面もございます。したがって、工程ロスが生じないよう最大限努力しますが、安全施工を優先させていただき、今後につきましては事業期間の延伸も視野に入れながら整備を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

（秋谷）延伸も視野に入れてというお答えだと、もう現実的には無理なのかなという感じがしてしまうのですけれども、駄目なんでしょうか。仮に延伸するのだとしたら、どれくらいの期間延伸せざるを得ないというふうにお見積りになっているのか、もし今の時点でお答えが得られるのだしたら教えていただきたい。

（都市建設部参事兼道路課長）もしも延伸になった場合という話ですけれども、1年間もしも、最大限4年度にやりたいなどは思っておりますが、そういったなるべく早く完成させたいというところです。

以上です。

（都市建設部副部長）三谷橋大間線につきましては、今道路課長が説明になったように工程上大変厳しいというものはやっぱり考えなくてはなりません。我々としましては、今、令和4年度の事業認可期間、このようなこともありますので、最大限の努力はさせていただきたいと考えております。

以上です。

（加藤）では、補正予算書51ページのところで、ここは下のほう、大間近隣公園整備事業1億4,500万のところ。川崎委員がちょっと触れられていましたけれども、ちょっと確認の上で2点いたします。

以前の議会でこの公園整備のところ、特に遊具、障がいをお持ちの方も含めて幅広くいろんな方が活用できることを視野に入れてインクルーシ

ブ遊具の話があったかと思うのですけれども、まさに今回この部分というのはそういったことを視野に、これから入札とかというのを準備するのだと思うのですけれども、そういうことでいいかという確認です、1点目。

以上です。

（都市建設部参事兼都市計画課長）今回、令和3年度分の今回の補正も含めましてインクルーシブ遊具の工事を発注していきたいというふうに考えていまして、それを令和3年度終わりますと、残る令和4年度工事分としましてはトイレ、あと駐車場等の整備を残した状態、これは当初からの予定なのですが、そこまでを令和4年度に行って完成させる、そんな予定で今おります。

（加藤）それと、まさにこの部分もう一つなのですけれども、1億4,500万の補正あるのですけれども、公園整備という、そういう事業の性質からいうと色々な工事があるって、入札することによって金額が下がっていくものもあれば、予想よりも要は金額が低いものもあれば、こうやってちょっと補正を組んで経費が増えるかなというのもあると思うのです。ちょっと推測になるかもしれないですけれども、全体としては増や減やある中で、この事業全体としては増になるのだと思うのですけれども、どんな感じぐらいに見立てているのかちょっと教えていただければと思います。

（都市建設部参事兼都市計画課長）全体の事業費としましては、当初予定していた遊具にはインクルーシブ遊具というものは含まれておりませんので、その部分が大きく変わったというところになります。いろいろなゴムチップ舗装等も増えまして、トータル的には3,000万か4,000万程度の増額、当初の基本設計からするとオーバーしていくのかなというふうに考えています。ただ、今回補助金のほうを最大限活用しておりますので、今回の補正も全て補助対象額を軸に組んでおります。補助対象額でないものを差し引いて、最大限補助金を活用した形で今回の事業は進めていきたいと、そんなふうに考えています。

（加藤）今おっしゃっていただいた中で、例えばだけれども、芝の関係

なんかはたしか人工芝と、今進もうとしているのは自然の芝だったと思う。その辺なんかも経費的には、では例えば減になったのではないかななんて思うのですけれども、そんな認識ですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 今まで人工芝であった部分は、天然芝に替えることで安くはなりますが、やはりゴムチップのほうが若干単価的には高いので、同じ量を減らしても同じ分だけの差引きゼロという形にはならないような状況ですので、増額の方で見通しを立てています。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第112号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号 令和3年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) 10ページ、11ページのところなのですが、今ご説明があ

りましたとおり計画期間の延伸ということでありました。これが見通しとしていつまでを計画期間延伸と見ているのかということをお伺いいたします。

そして、今年度から県と協議する必要が出てきたとの説明でありましたが、どのようなことなのかをお伺いいたします。

（市街地整備課長）まず、実施期間の延伸についてです。どのくらい、あと何年ぐらいを予定しているのかにつきましてなのですが、延伸する期間につきましては実施する業務の中で具体的に検討してまいりたいと考えております。

それと、県との事業調整の関係でございます。事業計画書の変更、また実施計画の変更につきましては令和4年度、来年度に進める予定でございました。実施計画の変更、延伸を認可する埼玉県、当初計画から25年を計画する長期化事業者、今回北新宿土地区画整理事業、こちらが該当してまいります。今年度より安易に根拠のない設定期間、今まで従前で行ってまいりました仮に例えば5年延伸、そういったものは認めないというお話をいただいております。より具体的な計画工程などを示すように現在求めてきているところです。そのため、市では期間延伸に向けて県と事前に協議を実施しているところでございます。より詳細な資料、そういったものの整理などを行うとともに、継続して県と本協議を進めていくための業務を発注するため補正予算とさせていただくものでございます。

以上です。

（川崎）そうすると、県とそのような協議を行わなければならない対象の事業であるということなのかと思います。ある意味、県が厳しくその辺は見てくるのかなと思うわけなのですけれども、この計上されております1,690万について、これのさらなる内訳というのは出るのでしょうか。まず1回お伺いします。

（市街地整備課長）今回の1,690万、金額の内訳的なものでございます。まず、事業計画書の変更、これは認可の延伸と言われるものでございますが、あくまでも構成比、具体的にはお幾らというのは出てこないの

すが、設計をしています直接人件費の構成比で見ますと約19%程度となっております。金額にして1,690万円掛ける約19%ということで、およそ320万円程度かなと。それに係る費用という格好ですね。それが事業計画の変更の分。また、実施計画の変更、こちらにつきましては、同じく構成比につきましては約50%程度、1,690万の約50%ですので、金額にして845万円程度かなということを考えております。また、県と協議資料を作成したり、協議をしたりするベースの部分の金額です。こちら残りの構成比としては約31%、約520万円ほどになるかと思えます。こちらが係る費用の内訳でございます。

以上です。

（川崎）県との協議ということでありますけれども、この事業主体はもちろん市で行うわけなのですけれども、県が入ることによって県が何らかの責務を負ってくれるのか、何か具体的なアドバイスがあるのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

（市街地整備課長）県と協議、調整していく上で、今後かかり得る事業予算、事業金額等を総合的に算出し、またおのおのの当然年次計画的なものも調整しながらしていくもので、あまり県のアドバイスというものではなく、県はあくまでも認可、許可をする許可権に該当する、許可権を持った所管でございます。アドバイスは多少なりはいただきながら進めることとなるとは思いますが、今後、詳細につきましては、より本格的に協議を進めながら、こちらのほうで必要な事業計画、全体の事業などをお示ししながらの調整ということで進めることとなります。

以上です。

（秋谷）今し方川崎委員が質問していたことなのですけれども、最初に担当の方からのご説明の中で、県が25年の事業期間を超えたものについては、安易な、今まででいう5年延伸、5年延伸という期間の延長は認めないよというお話だったのだけれども、逆に言うと、今回この事業計画なり実施計画をつくって、詳細な計画を、では県のほうにお示ししたと。そしたらもうそれ以上は絶対無理ですよというような県の姿勢なのかな。県のほうが安直な実施、延長計画、延伸は認めないよといったつ

て、物理的なものだったり、あるいはどうしても区画整理、購入してくれる方が見つからなければなかなかうまくいかないではないですか。全部先に行政が補填して進めるわけにいかないのだから。だから、その辺り県のほうというのはどう捉えているのでしょうか。安易なのは駄目なのよというのは、それは分かるけれども。では、新しく事業計画なり実施計画を出させることによって、もう不退転の覚悟で臨めよということなのかな。その辺りのニュアンスを教えてもらいたいのですが。

（市街地整備課長）県のほうから求められている内容の一つとしましては、より具体的な計画でということでおっしゃっています。秋谷委員おっしゃるように当然事業を進めていく中では区画整理事業、地権者の方々のご協力というのは当然のことながら必要不可欠でございます。今後進めるに当たっていろいろな弊害等も出てくる可能性も当然でございます。その中でも、まだ今現在全てが見込めない状況、補償等も関連していない方もいらっしゃるから、全てが順風満帆にいくとはこちらでも考えづらいところであるところです。県のほうには当然ある程度の根拠、こちらでいう詳細な根拠というのを示しながら、計画期間というのを設定しながら進めていくこととありますが、当然そこら辺も県も分かっていた内容の一つとして、従来であった安易に5年延伸、そういったものは認めないよというような方向だというふうに自分は認識しているところなのですが。

以上です。

（秋谷）では、この区画整理に関わる地権者の方々に対して、いかに県はこういうふうにいよいよ考えましたよと、場合によっては事業をどういった形で進めていくと具体的にもう決めていく期間になりましたという物事がどんどん、どんどん、要は相手がいる、その相手側にどう進めていってもらおう、言葉は悪いけれども、今までちょっとあまり渋っていた人が、ではいざいきなり協力的にどんどん、どんどん、そんな簡単にいくものとも思えないのです。その辺りのこと。

（市街地整備課長）実のところを言うと、25年を超える長期化事業の案件、こちら実は今年度から県が示してきた内容です。当然今までは5年

延伸とかを割と安易にと、安易ではないのですが、延伸を認めていただいていた状況であるのですけれども、そういった事業を実施していく上では権利者の方々のご理解、当然のことながらご理解をいただきながら調整をして事業を進めていくところですが、状況によってまたさらなる期間延伸等も、事業者としての努力というのも当然求められるところがございますが、そういったものも伴いながら全体的な期間設定についてもお示しさせていただく形を考えております。答弁にはちょっとなりづらいところがございますが、具体的な今後の延伸、または取りあえず今回設定しようとしている延伸についてはまだ未定なところもちょっとございます。関係ありますので、今後県と詳細に協議を進める中、また事業計画を、こちらを実施していく中で、より具体的な打合せなど入りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第115号 令和3年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 5 6 分)

(開議 午後 零 時 5 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第116号 令和3年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第116号 令和3年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 0 1 分)

(開議 午後 1 時 0 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第114号 令和3年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（川崎）それでは、4ページ、また今説明がありましたところの9ページにも関わりますけれども、上会下地区処理施設の非常用自家発電設備更新工事ということで3,100万円が計上されております。また、部品の調達にも9か月かかるということでありました。今回の点検により不具合が分かって更新することになったということでしたけれども、そもそも何年間使用していたものなのかを伺います。

（下水道課長）上会下地区は、平成15年から供用を開始しておりまして、それからずっと使用していたのですが、有事の際に使うものなので、使用頻度としてはそれほどないのですけれども、点検を行いながら、不具合の発生する部品については交換するというのを行って18年間使ってきたのですけれども、今回に関しましては、制御盤のほうの不具合ということが分かったものですから、それはちょっともう更新するしかないということで今回は計上してございます。

以上です。

（川崎）おっしゃるとおりに非常用ということなので、年数は18年間ということでしたけれども、実際にはそんなに使わなかったということなのですが、これ分かれば教えていただきたいのですけれども、どのぐらいのこの18年間の間で使うという機会があったのかということが1点と、制御盤の不具合ということですが、何か理由があってその制御盤というのが不具合になったのか、ただそれとも経年劣化によるものなのかについて分かれば教えていただきたいと思います。

（下水道課長）18年間どこで使ったかというのは、今いる職員の中ではちょっと記憶にないというところなので、さほど使ったケースはないと思うのですけれども、いずれにしてもいつ何が起こるか分からないということでは備えはしておかなければならないということで、今回更新

するということになります。

制御盤のほうが壊れているということで、発電機のエンジンはかかるのですけれども、電気の供給ができないというところで、ちょっと部品を替えるしかないというか、全体的に全部替えるしかないというところで今回全部計上してございます。

以上です。

（川崎） それでは、これ議案の説明のときにあったかと思うのですけれども、この114号で、職員の異動という話があったかと思うのですけれども、この職員の異動の理由というのとは何かあるのですか。伺います。

（上下水道部参事兼経營業務課長） こちらの今回の補正の内容で、人事の確定による増という形でご説明させていただきました。当初予算におきましては、農業集落排水事業の職員は1名ということで予算を組んでおります。また、今回の補正におきましても、人数に関しましては1名というところでは変わりはありません。ただ、今回増額になっております職員共済組合負担金のみが今回増額となっております。

以上です。

（川崎） 処理施設保守点検委託料については減額になっておりますけれども、この理由について伺います。

（下水道課長） 4施設の保守点検業務委託というのを発注しているのですけれども、そちらのほうに契約になりまして、金額が確定したというところで4施設分の契約金額からの差額分、それを減額補正するというところで行っております。内容といたしましては、郷地安養寺地区に関しましては川本技研工業が受注されております。1,700万円。これは長期継続契約なので、1,700万円という額になってございます。笠原地区と笠原第二、こちら2つの施設を同じ業者で受注してございますが、これがやはり川本技研工業、これが2,340万円。上会下地区の処理施設のほうに、こちらが三栄管理興業、これがちょうど1,000万円という形で契約してございます。それぞれ年度ごとに金額がございまして、その中で令和3年度分がこの金額ということで計上させていただいております。

以上です。

(秋谷) 9ページの非常用の自家発電設備というのは、実際のところ何時間ぐらいもつものなののでしょうか。メインの電源が停電なりなんなりで来なくなると、それで非常用に切り替わって、それは何時間使えるものなのですか。

(下水道課長) 今まで使っていたものになるのですけれども、そちらのほうが一応、燃料補給なし、連続運転でということになるのですけれども、そちらのほうで1時間から2時間程度というふうにはうたってございます。18年前の機械なので、今はもうちょっと効率よくできるのではないかなと思うのですけれども、当時のものとしてはそういうふうなデータで上がっております。

(秋谷) それで、今回更新するのは配電盤ですか、そちらのほうだけ更新。機械全体も全て更新するのであれば、その辺りの機械の能力というのはもっと高まると捉えていいのですね。

(下水道課長) 詳細にはまだちょっと実際に物が入ってきていないというか、あれなので分からないのですけれども、通常で考えれば、18年前のものとは比べれば、効率とかその辺はよくなっているのかなと思います。以上です。

(阿部) 同じく9ページの自家発電についてお聞きしますが、これはどんな機会に不具合が発見されたのかな。

(下水道課長) 停電のときに使用する発電機、そちらのほうの中の部品の制御盤のところの不具合があったということで、その機種がもう古いものですから、基盤だけを替えるということができないというところで全体的に全部を替えるというふうな更新工事になってございます。

(阿部) 意味が伝わらなかったみたいなのだけれども、どんなタイミングで不具合が発見されたかと聞いている。

(下水道課長) すみません。月次点検といたしまして、毎月点検を行っているのですけれども、その点検の中でちょっと動きが悪いというところで原因が発覚したというところでございます。

(阿部) 毎月具合が悪いということは、必ず非常用であるがゆえにいつでも作動できるように準備はしているわけですよね。だから、毎月エン

ジンをかけて、そして制御盤もしっかり機能するかどうか、それも調べているわけだよね。今回急遽悪くなってしまったということでもいいのかな。

（下水道課長）急遽なのですけれども、7月の点検のときにちょっと動きが悪いというところが分かりまして、どこが悪いかというのをその後調査して、ちょっと時間かかってしまったのですけれども、制御盤のところがというところ、エンジンはかかるものですから、何が原因かというのを追及していたのですけれども、制御盤が悪いというところが分かったところで修繕をかけようというところになったのですけれども、こういうタイミングにはなってしまいました。

（阿部）エンジンは何でもないのでよね。だから、エンジンが何でもない状況であれば、本当は基盤だけ取り替えてどうにかならないのかなという気はするのだけれども、エンジンはエンジン、制御盤は制御盤で、分離発注ではないけれども、そういうことってできればありがたい話なのだけれども、その辺はどうなのだろう。

（下水道課長）当然悪い部分だけを直すというほうがいいかと思っっているメーカーのほうにも当たったりしたのですけれども、どうしてもやはり18年たっているモデルなものですから、今基盤を造っていないということで、基盤が造られていないと替えることもできませんので、そういう形で更新という形を取らせていただくことにしました。

以上です。

（阿部）その基盤というのは、本当にうがった考えで話すと、基盤というのはこれ特許物なのかな。そうでなければやっぱり、どこかメーカー外でもそういったものを安く修理してくれて、そして機能を発揮できるようところというのがあれば、そんなありがたいことはないのだけれども、そういう便利屋さんみたいなのはやっぱり今後は確保しておく必要があるのではないのかなという気がするけれども。ほどほどの見解をいただければありがたいと思います。

（下水道課長）そういうコピー商品というものがあるにしても、そういうものはやはりどうしても品質的に保証されているものではないの

で、やはりメーカーが推薦するもの、メーカーのものを使うほうが間違いないだろうというところもございますし、やはりどうしてもモデルが古いということで新旧交代というところで、部品もないというところなので、今回は仕方がないのかなというふうに判断しました。
以上です。

（阿部）エンジンが何でもないということ、これやっぱり、誰かの歌であったね。型は古いが、しけには強いと。それこそ型が古くても、やはりエンジンとしての機能を発揮できるようなものであれば、エンジンは何とか生かして、基盤の交換とかそういった、基盤を造ってくれる人もいるわけです、今。案外。町工場みたいなところで。だから、そういった人たちと相談してみるというのも手なのかなと思うけれども、それはメーカーのほうとしては絶対保証できないと言われるから駄目だと言われて、全部総ぐるみ交換しなければならぬような運びになってしまうわけけれども、何かもう少し使う側に寄り添った配慮をしてくれるとありがたいなと、メーカーも、そういうふうに思うのですけれども、今度の18年たって新しいのを入れ替えると、やはりその辺についてもしっかりとメーカーとも相談して、それでもしものことがあったときは、また同じような現象が起きたときには何か手だてはないかという相談はしておく必要があるのかなというふうに思うのだけれども、どうなのでしょう。

（下水道課長）阿部委員の言われるとおりの、やはり今後またそういったことがないようにということで、今度受注されるメーカーさんが決まりましたらその辺もお話しさせていただいて、そういったモデルが古くなった場合に対応とか、その辺もちょっと詳細なところを詰められればいいなと思います。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第114号 令和3年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号 令和3年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) 水道施設耐震工法指針の改定が遅れているということでありましたけれども、この遅れている理由についてはどのように認識をしておられるのでしょうか。

(水道課長) 現行の指針は平成21年7月に改定され、その後、平成23年3月に発生した東日本大震災では想定を大きく上回る被害があったことを鑑み、現在、日本水道協会では最新の知見に基づいた指針の改定を進めております。当初は、令和2年度末の改定の予定で進めていると伺っておりましたが、今年度の進捗状況の確認では、新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言などによる行動制限を受け、専門家の意見を伺う委員会などが予定どおりに開催できていない状況とのことでした。現在は令和3年末を目標として進めているとのことでした。今後、市では指針の改定内容及び耐震診断業務委託における歩掛かりの変更の有無などを確認しながら耐震化の推進を図りたいと考えております。

以上です。

（川崎）分かりました。

では、建設改良費で上尾道路整備事業の進捗状況を鑑み、上尾道路関連工事の減額を行うとしていますが、上尾道路整備事業の進捗状況についてはどのように認識していらっしゃるのか伺います。

（水道課長）こちらは、国土交通省に確認したところ、上尾道路2期の工事は平成23年度に事業化され、平成27年度より用地取得に着手しております。令和3年3月時点での用地取得率は、全体の約17%となっており、また令和元年度より工事に着手し、鴻巣市箕田地区においてJR跨線橋工事及び地盤改良工事を現在実施しております。引き続き用地取得を推進し、早期開通に向けて事業進捗を図っている状況ですとのことでした。

以上です。

（川崎）では、次に債務負担行為補正において、施工時期との平準化を図るため、配水管新設工事及び配水管布設替工事の2件を追加していますけれども、その内容の詳細についてお伺いをいたします。

（水道課長）先ほどの2か所の工事を予定しております。まず、1か所目が糠田字本田五ノ割地内で、関東自動車大学の北側の15軒の開発住宅の場所となります。工事内容としましては、新設として鑄鉄管のGX形、耐震管ですけれども、口径75ミリを約76メートル、それと耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニール管、口径75ミリを約120メートルの新設、それと関東自動車大学の今度南側の宮ノ台団地、こちらが32軒分なのですけれども、こちらの布設替えとして水道配水用ポリエチレン管、口径75ミリを約337メートルの布設替えを予定して、こちらは今年度も実施しております工事の引き続きの工事となっております。

もう一つの2か所目としましては上谷字道郡地内で、みずほ通り、埼玉脳神経外科から上谷の環境課の不燃物のストック場辺りまでの194メートル、こちらについては鑄鉄管のGX形、口径200ミリで布設替えを行う予定となっております。こちらは、緊急時の重要給水施設までの本管整備につながる工事となっております。

両工事の発注時期といたしましては、3月中旬（P33「今議会の議決後」に発言訂正）の発注を予定しております。工期につきましては、糠田地内の工事が9月末、上谷地内に関しては8月末を予定しております。以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時38分）

（開議 午後1時38分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（水道課長）申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。先ほど両工事の発注時期として3月中旬発注予定と申し上げましたが、申し訳ございません、誤りで、訂正のほうをお願いしたいのが、発注時期としましては今議会の議決後という形に訂正のほうをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

（委員長）ただいまの発言の訂正につきまして、許可することにご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）異議なしと認め、よって発言の訂正は許可されました。なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第118号 令和3年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号 令和3年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) 今ご説明をいただいたところなのですけれども、もしさらなる詳細な説明があればということでお伺いをいたします。三谷橋大間線街路整備事業の進捗状況に鑑み、公共下水道事業債の減額、公共下水道污水管渠整備工事の減額とのことをごさいました。ある程度の説明があったわけなのですけれども、この内容ですか、ちょっと詳細をお伺いしたいと思います。

(下水道課長) 先ほどの説明と重複する可能性あるのですけれども、下水道工事は今年度に発注業務を行って、物件移転期限を迎えるときには材料の準備等を済ませて直ちに工事着手できるような体制を取りたいと思っております。工事のスケジュールといたしましては、現場着手から、受注される業者にもよるのですけれども、おおよそ4か月程度で完成するものというふうに考えてはおります。工事の施工といたしましては、拡幅した歩道内に下水道管を敷設する工事なので、重機等はなるべく拡幅した中で設置して行うのですけれども、どうしても交差点にも近く、車道側にも規制を張るようなこととなりますので、若干の渋滞の発生は考えられるのかなと思っておりますが、交通誘導員等を適正に配置して、安全に施工できるように指導してまいりたいと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第119号 令和3年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後1時47分)